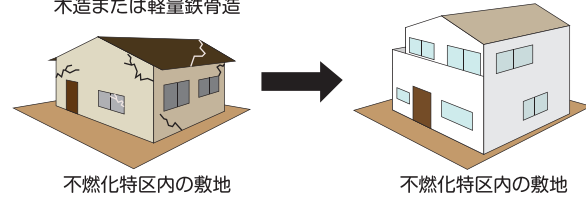


C. 固定資産税・都市計画税の減免

① 不燃化のために建替え*した場合 木造または軽量鉄骨造

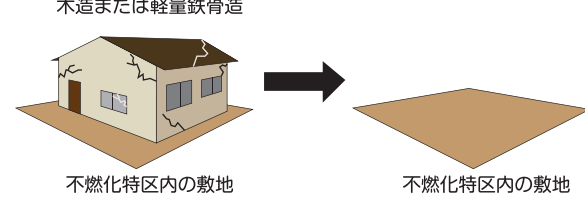


最長5年間 全額減免

家屋に対する固定資産税・都市計画税に関して全額の減免が受けられます！

※除却された建物と建替えられた建物の所有者が同一であること、住宅部分の割合が過半数以上であることなどの条件があります。

② 老朽建築物を除却し更地*にした場合 木造または軽量鉄骨造



最長5年間 8割減免

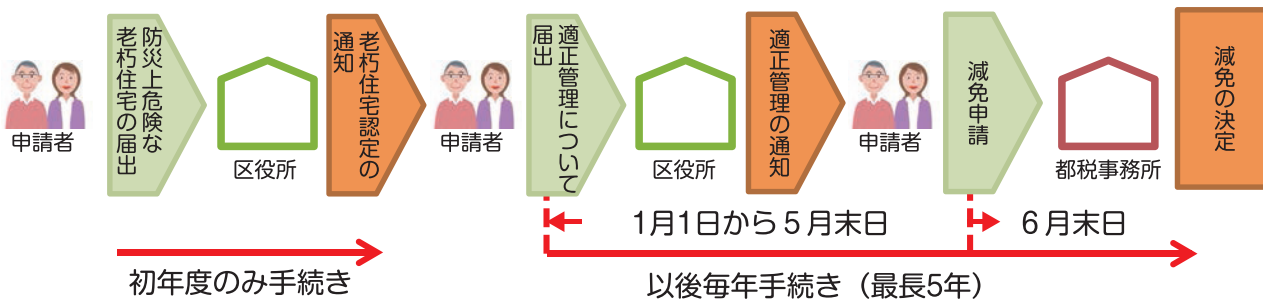
土地に対する固定資産税・都市計画税に関して8割減免となり住宅用地並みに！

※コインパーキングにするなど、収益事業に活用している、雑草が繁茂しているなど、適切に管理されていないと判断された場合は減免が受けられません。

申請の流れ

① 不燃化のために建替えした場合の手続きの流れ
申請者・都税事務所申請を進めます。

② 老朽建築物を除却し更地にした場合の手続きの流れ
申請者・墨田区役所・都税事務所申請を進めます。



※固定資産税・都市計画税の減免申請については、**墨田都税事務所**（電話：03-3625-5061）までお問い合わせください。

①の減免申請に関しては
都税事務所に
相談してね！



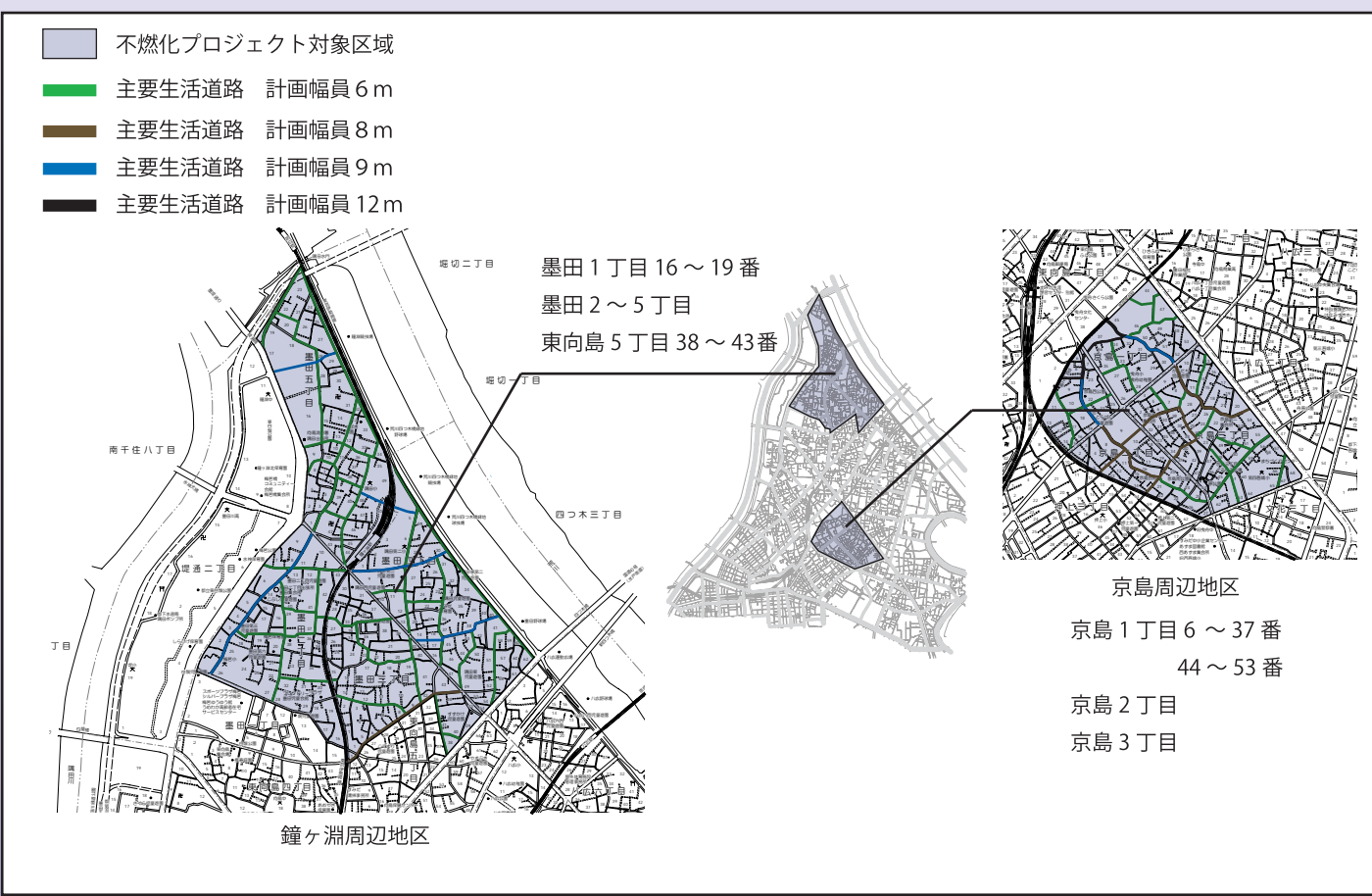
D. まちづくりコンシェルジュ

相談者の意向に沿った建替え等がスムーズに行えるよう、「まちづくりコンシェルジュ」が無料でアドバイスをしてくれます。

まちづくりコンシェルジュの相談窓口

- 京島まちづくりの駅（一般財団法人墨田まちづくり公社 京島事務所）
住所：墨田区京島二丁目15番5号
電話：03-3617-2262
- 鐘ヶ淵まちづくりの駅（一般財団法人墨田まちづくり公社 鐘ヶ淵事務所）
住所：墨田区墨田三丁目40番3号
電話：03-6657-5968

不燃化プロジェクト対象区域



申請するにあたっての留意事項

- 助成金の申請は、必ず除却工事の着手前に提出してください。工事着手後の申請受付は出来ません。
- 敷地が幅員4m未満の道路に面している場合、建替えに際して区の細街路整備事業に協力し道路拡幅部分を道路状態に整備する必要があります。
- 紛争予防条例及び集合住宅条例に該当する建築物の場合は、各条例の適用を受ける必要があります。
- 指定確認検査機関により確認を受ける場合は、助成金申請の際に構造図の添付が必要となります。
- 同様の助成金及び補償金と重複する場合は、助成の対象となりません。

●問い合わせ

墨田区 都市計画部 不燃・耐震促進課
 不燃化・耐震化担当
 TEL 03-5608-6268
 FAX 03-5608-6409
 〓 FUNENTAISHIN@city.sumida.lg.jp

不燃化推進キャラクター 火消し子ブタの3兄弟

「すみだのみんなで火の用心」を合い言葉に、墨田区の木密地域の不燃化をめざし活動をするユニット。



墨田区木密地域

不燃化 プロジェクト



不燃化特区助成ガイド



墨田区都市計画部 不燃・耐震促進課
 不燃化・耐震化担当

